○防衛省令第八号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）の施行に伴い、及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　防衛大臣　田中　直紀

沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令を廃止する省令

沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令（平成十八年内閣府令第二号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第九十七号）による改正前の沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十七条第一項の規定の適用については、この省令による廃止前の沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

（地方防衛局組織規則の一部改正）

3　地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

附則第九条の表沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間の項中「沖縄振興特別措置法」を「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法」に、「第百三条及び同法第百四条」を「第百四条」に、「同法第百三条の規定による大規模跡地給付金及び同法第百四条」を「同条」に改める。

告　示

○内閣府財務省告示第二号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号及び第一号の二の規定に基づき主務大臣が定める資金を定める件（平成二十年内閣府財務省告示第五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

第一号6(1)オ中「第十六条第一項」を「第八条第一項」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「特定民間関連施設」を「特定民間観光関連施設」に改め、同号7を次のように改める。

7　削除

第一号9中「海外又は県内の地域において事業展開を図る企業等が必要とする次に掲げる資金」を「海外において事業展開を図る県内企業が、海外における事業の開始又は事業の拡大に必要な設備資金（外国企業に対する転貸資金を含む。）」に改め、同号9(1)、同号9(2)及び同号12を削る。

第二号を削り、第三号を第二号とする。

○内閣府財務省告示第三号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
財務大臣　安住　淳

第二号1を次のよう改める。

1　削除

第二号3(1)オ中「沖振法第十六条第一項」を「沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「沖振法」という。）第八条第一項」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「特定民間関連施設」を「特定民間観光関連施設」に改め、同号7中「に必要な次に掲げる資金」を「、沖振法第六十六条第一項に定める特定業種に属する事業を行い、経営革新計画の承認を受けた者が、当該経営革新を行うために必要な資金」に改め、同号7(1)、同号7(2)及び同号7(3)を削る。

○内閣府経済産業省告示第一号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）の施行に伴い、平成十四年内閣府・経済産業省告示第三号（産業高度化地域を指定する件）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦
経済産業大臣　枝野　幸男

○総務省告示第百四十五号

運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則（平成二十三年総務省・国土交通省令第一号）第二条の規定に基づき、平成二十四年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を次のとおり定める。

平成二十四年三月三十一日

総務大臣　川端　達夫

交付年度の前々年度における営業用バス等の軽油使用量の総計の当該年度における徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量の総計に対する割合	○・八七
営業用バスの標準軽油使用量	一三、一四〇リットル
営業用トラックの標準軽油使用量	一四、一一〇リットル
自家用バスの標準軽油使用量	二、六一〇リットル
自家用トラックの標準軽油使用量	一、九二〇リットル
平成六年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として算定するために乗ずべき数値	○・○四五七